+=	-	~
ME	т١.	•

(西暦)	在	月	\Box

JICA (直営の場合) 又は 研修受託機関の長 殿

所属先・役職(ない場合は住所)	
氏名	
署名もしくは捺印	

研修著作物(教材)利用許諾書

研修コー人:	名:	$\circ\circ$	\bigcirc	$\mathcal{I}($

記

I. 講義内容: 1. 講義名 00 00 2. 研修教材名 00 00 講師名 00 00 (許諾者と講師が異なる場合の

(西暦) ○○○○年○○月○○日() 4. 講義実施日

111枚节/6枷不击索

ш.	研修者作物の内谷:			
	該当する内容にチェック(、	/) してください。また、() 内に具体的な内	7容をご記入ください。	
1.	新規・改訂の別	□ 新規	□改訂	
2.	使用言語	□ 日本語(要 翻訳)	□ 英語 □ その他()
3.	枚数等	()枚/Word,Excel、()スライド/PowerPoint、()時間/動画、その他:()
4.	構成要素	□ 全て創作		
		□ 第三者の著作物の引用を含む		
		□ 第三者の著作物の利用(正当な	引用の範囲を超える場合)	
			許諾取付済み	
			□ 許諾未取付(取付見込み: 頃)	
			※第三者の著作物を利用する場合、著作権法第30条	~負
			47条の7に定める場合を除き、利用許諾の取付は必須	57

Ⅲ. 上記著作物の利用に係る同意内容(利用許諾内容):

(著作物の利用には講義動画による肖像の利用を含む。)

<u>下記の各内容について、許諾いただける内容にチェック(✓)をお願します。(選択肢は修正可能)</u>

No.	項目	JICA、受託者等研修関係者		研修員等研修参加者	
	利用者による利用の方法(複数選択)		講師等が講義のために作成した著作物(「研修用著作物」とする)を、本件研修実施のために翻訳(主として英語を想定するがそれに限らない/「翻訳教材」とする)すること		研修教材を複製すること(ダウンロード、スキャン、スクリーンショット、デジタルコピー、プリントアウトを含む)
			研修用著作物を本件研修実施のために改変する等して二次的 著作物を作成すること (翻訳を除く)		研修教材を配布すること
			研修教材(研修で使用する教材:研修用著作物及び翻訳教材等二次的著作物いずれも含む)を本件研修実施のために複製すること(コピー、PDF化)		研修教材を公衆送信すること。
1			研修教材を本件研修実施のために配布すること		研修教材を翻訳すること (現地使用言語等へ)
			研修教材を本件研修実施のために公衆送信すること		研修教材から二次的著作物を作成すること(修正、変 更、その他の翻案を行うこと)
			研修教材(改変等したものを含む)公表時に著作者の氏名を 表示すること		研修教材(改変等したものを含む)公表時に著作者の 氏名を表示すること
			研修教材(但し、JICAが著作権を有するものに限る)を本件研修以外の研修、又はJICAが実施するあらゆる事業で活用すること		
			研修教材(但し、JICAが著作権を有するものに限る)について、 JICAが第三者へ利用許諾すること(非営利目的かつJICAが適 当と認める場合に限る)		
2	ライブ講義の録音・録画		可能(肖像が含まれる動画を本件研修及びJICAが実施するあらゆる事業のために利用することに同意する。)		
3	特記事項 (より詳細な許諾内容を 求める場合はご記入ください)				

※課題別研修の場合、3年間の同一フェーズ期間内は同一講義内容である限り、本許諾書に記載された内容を継続利用し、利用許諾書の再度の取り付けは不要としま す(ただし、一部でも修正があった場合には取り付けが必要)。

※研修用著作物から翻訳等、二次的著作物の作成を許諾した場合は、翻訳等された二次的著作物につき、原著作者としての権利を行使しないことに同意いただいたも のとします。(JICAが、原著作者の同意なく、JICA事業において許諾された範囲内で翻訳等された二次的著作物を改変等して利用することに同意されたものとみなしま す。同意されない場合は、著作物の取扱いについて上記3へご記載ください)

※研修教材の利用者(研修員等研修参加者)は、「利用規約」第2条第1項に基づき、JICA及び/又は原著作者が承認した範囲・条件内で、研修教材を非営利目 的及び次の目的で利用することができるとしています。①研修目標達成のため、②自国の開発に資する業務等に必要な知識の向上を図るため

【備考:利用許諾の条件】

- 1. 講師等の著作者は、本許諾書において定める範囲内で研修教材のJICAによる利用を許諾する。
- 2. 講師等が作成した研修著作物を基礎として、受託者(受託者の再委託先を含む。)により作成された二次的著作物(例:翻訳テキストや動画)の著 作権は、当該二次的著作物の著作者に帰属するが、当該二次的著作物の著作権(著作権法第27条、第28条所定の権利を含む)は、研修委託契 約に基づき、受託者からJICAへの譲渡を求める。原則として、研修委託契約に基づき、「業務提出物」として受託者から提出される二次的著作物の著作 権はJICAに譲渡される。
- 3. 研修用著作物から作成された二次的著作物でJICAに著作権が帰属するものがある場合、著作者から研修目的外での利用申請があれば、JICAは非営 利目的に限り、利用許諾することができる。